

6.

C-0028



6

極秘

丙

管行第三八六號	決	昭和十四年七月五日	日	書	呈	校	送	發
接	受	昭和十四年七月五日	日	施	行	昭和十四年七月五日	日	完
起	案	昭和十四年七月五日	日	施	行	昭和十四年七月五日	日	完

報告出張所經由

管理局長



行政課長



事務官



主任



案航電

部局長

朝鮮
臺灣
調查課長
官
官
官

C-0028

國民徴用令之施行

首題徴用令ハ四日閣議決定セラレ七月八日公

布ノ見込ニ付右ニ示スル施行規則案ト共ニ左記

ノ通送付ス

記

一、國民徴用令案

二、國民徴用令施行規則案

三、國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴
用セラルベキ者ノ出頭旅費規則案

四、國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴

(起案用紙三枚ノ二)

(日本標準規格 B 5)

C-0028

朝鮮
別紙送付

五、徴用ニ関スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨
方ニ関スル件、案

六、様式

以上

別紙添付

拓務省

(日本標準規格 B5)

C-0028

秘

國民徵用令 (立案)

第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ノ要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限り之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス

第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第六條 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ所管大

臣徵用ニ依リ當該官衙ニ人員ノ配置ヲ必要ト認ムルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ

第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一

條ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ就業ノ場所)

二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地

三 従事スベキ總動員業務、職業及場所

四 徵用ノ期間

五 出頭スベキ日時及場所

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ状態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否並ニ従事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ

第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ

日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ

第十三條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總

勤員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ著ラシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ニ其ノ旨ヲ申出ツルコトヲ得

第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ依ル請求ナキ場合ト雖モ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ト協議シ徵用ヲ解除スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ

通達スベシ

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ總動員業務ヲ行フ官衙ノ長ノ指揮ヲ受クベシ

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ著ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ應ジ且従前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ之ヲ支給ス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚

生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第十九條 徴用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合、被徴用者徴用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徴用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ニ於テハ旅費ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徴用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

被徴用者徴用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徴用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ被徴用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徴用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徴スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官徴用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徴用セズ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍屬（被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク）

四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

五 獸醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ

一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

二 帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員

三 總動員業務ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

第二十三條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及

神戸市ニ在リテハ區長）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）

又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ費用及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十四條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第二十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣又ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣トアルハ其ノ官衙ノ所管大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮

總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職權紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第二十六條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

極秘

國民徵用令施行規則案 (一四六二九)
審査委員

第一條 國民徵用令（以下令ト稱ス）第六條ノ規定ニ基ク徵用ニ依ル人員配置ノ請求書ニ記載スベキ事項左ノ如シ

- 一 從事セシムベキ總動員業務ヲ行フ官衙（陸海軍部隊及學校ヲ含ム以下之ニ同シ）ノ名稱及所在地
- 二 從事セシムベキ總動員業務ノ種類及其ノ内容
- 三 所要ノ人員並ニ其ノ職業、技能程度、年齢及經歷又ハ學歷
- 四 從事セシムベキ場所
- 五 從事セシムベキ期間
- 六 徵用中ノ身分及給與其ノ他ノ就業條件
- 七 出頭セシムベキ日時及場所

八 徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスル理由

九 令第二條ニ規定スル特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ事由

十 令第八條但書ノ規定ニ依リ徵用令書記職事項ヲ省略スベキ必要アル場合ニ於テハ其ノ事由及省略ノ程度

十一 其ノ他必要ト認ムル事項

第二條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信（至急官報）ニ依ル

第三條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必與アリト認ムルトキハ職業紹介所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第四條 地方長官又ハ職業紹介所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式

第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

C-0028

第五條 徵用セラルベキ者出頭要求書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定

の日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出スベシ

第六條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別

表様式第二號ニ依ル

第七條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ職業紹介所長又ハ市町村長（東京

市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同シ）若

ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

第八條 徵用セラルベキ者若ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ノ

交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印シ上

直ニ之ヲ返付スベシ

第九條 徵用セラルベキ者若ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル

トキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出

スベシ

第十條 令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用令書ヲ發シタル

地方長官ニ遞附ナク之ヲ爲スベシ

一 傷病疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書（已ムヲ得ザル事情

ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書）

二 天災兵ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町

村長若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ隊長ノ證明書

第十一條 令第十二條ノ規定ニ依ル被徵用者ノ從事スル總動員業務、職業若ハ場所又

ハ徵用期間ノ變更請求書ニ記載スベキ事項左ノ如シ

一 徵用令書發付ノ年月日

二 被徵用者ノ氏名及出生ノ年月日

三 從事スル總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地

四 従事スル總動員業務、職業及場所

五 徴用ノ期間

六 變更ヲ必要トスル事項

七 變更ヲ必要トスル理由

第十二條 令第十四條第一項ノ規定ニ依ル徴用解除ノ請求書ニ記載スベキ事項左ノ如

シ

一 徴用令書發付ノ年月日

二 被徴用者ノ氏名及出生ノ年月日

三 従事スル總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地

四 従事スル總動員業務、職業及場所

五 徴用ノ期間

六 解除ヲ必要トスル理由

第十三條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徴用變更命令又ハ徴用解除

命令ハ被徴用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徴用令書ヲ發シタル地方長官、

被徴用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被

徴用者ガ總動員業務ニ従事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通

達ス

第十四條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徴用變更令書又ハ徴用解

除令書ハ被徴用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ

經由シテ之ヲ交付スベシ

第十五條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徴用變更令書

又ハ徴用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ

添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十七條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ

徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十八條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲ

シテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢

査セシムルコトヲ得

當該官吏前項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

附則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス



國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベ
キ者ノ出頭旅費規則案(省令) (一四六二八)
審査委員會

第一條 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ地方長官徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタ
ル場合(國民徵用令施行規則第三條ノ規定ニ依リ職業紹介所長出頭ヲ求メタル場
合ヲ含ム)ノ旅費ハ本規則ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ居住地出頭ノ場所所在地間ニ付順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合
其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲順路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通
路ニ依ル

第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金(通行税、船賃)
ニ相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ一里毎ニ陸路雜費十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行
ニ付テハ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトモハ切捨トス

鐵道八十五軒、水路五十海里以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金を支給ス但シ急
行料金を徵セザル鐵道又ハ航路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ハ在ラス

鐵道又ハ水路ニ依ラザル旅行ハ之ヲ陸路旅行トス

第四條 宿料ハ一夜ニ付一圓五十錢トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス
本路旅行ニハ宿料ヲ支給セズ但シ船賃中ニ食費ヲ含マザルトモ又ハ官用ノ船泊
ニ依リテ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ贈ヲ爲サザルトモハ食卓料一夜ニ付一圓ヲ支
給ス

第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲要
シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ三百三十軒、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十
二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルモトヲ得ズ但シ一日未滿ノ
端數ハ之ヲ一日トス

第六條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ在リテハ陸路雜費ヲ支給セズ



國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ
者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件案 (省令) (一四六二八)
審査委員會

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定
ノ場所ニ出頭後出頭ヲ求メタル地方長官(國民徵用令施行規則第三條ノ規定ニ依
リ職業紹介所長出頭ヲ求メタル場合ニ於テハ當該職業紹介所所在地ヲ管轄スル地方
長官)ニ於テ之ヲ支給ス

第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ
市町村又ハ之ニ準ズルベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ一時繰替支辨スベシ

第三條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徴シ出頭要求書
裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨
済」ト記載證印シ徵用セラルベキ者ニ返付スベシ

第四條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ受領證ヲ添附シ別
表様式ニ依リ出頭ヲ求メタル地方長官(國民徵用令施行規則第 條ノ規定ニ依
リ職業紹介所長出頭ヲ求メタル場合ニ於テハ當該職業紹介所所在地ヲ管轄スル地方
長官)ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附一則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレタル者ノ出頭旅費拂戻請求書

一金何圓也

但シ徵用セラルベキ者ノ出頭旅費何人分ニシテ各債權者ノ氏名ハ別紙ノ如シ(別紙
ニハ氏名ヲ列記スルコト)

一人ニ對スル旅費内譯

種別	摘要	金額
鐵道賃	實費	
船賃	實費	
陸路雜費	何里	
車馬賃	何里	
宿泊料	何夜	
食卓料	何夜	
計		

右何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)ヨリ何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)
往復旅費繰替支辨額拂戻相成度請求候也

年 月 日

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 氏 名 圖

何府縣知事 宛
(北海道廳長官)

何府縣知事 宛
(北海道廳長官)

極秘

徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方

ニ關スル件案 (省令) (一四 六 二九) 審査委員

第一條 國民徴用令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ徴用令書、出頭變更令書又ハ徴用取消令書交付ニ關シ直接必要ナル通信費及使丁ノ賃金トス

第二條 市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ヲ一時繰替支辨シタルトキハ證憑書類ヲ具シ徴用令書、出頭變更令書又ハ徴用取消令書ヲ發シタル地方長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

C-0028

様式第一號
(表面)

(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B六トス)

出頭要求書番付番號

出頭要求書

本籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何何番地
居住又ハ何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何何番地
就業場所

氏名

何年何月何日生

有者國民徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム

出頭スベキ日時	何年何月何日午後時
出頭スベキ場所	何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何何番地
備考	何

昭和 年 月

何日付 何府縣知事
(北海道廳長官)
何職業紹介所長

氏氏氏
名名名
(印)(印)(印)

(裏面)

出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該要求書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所
ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ

二出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ニテ旅費ノ前金拂ヲ受ケルニ非サレバ出頭スルコト能
ハザルモノハ居住地ノ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノニ該要求書ヲ提示シテ之ガ
一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所ガ居住地ノ市町村ナルトキハ
此ノ限リニ在ラス

注意

市町村又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキ
ハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村長支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何円何拾銭支辨シ
ト記載捺印シ本人ニ送付スベシ

(参照)

國民徵用令第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其地ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ
者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得
國民徵用令施行規則第三條 地方長官ハ徵用ノ適否其地ヲ判定スル爲必要アリト認めタルトキハ
職業紹介所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

記載心得

- 一 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ限リ之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモノトス
- 二 就業ノ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 三 備考ハ地方長官又ハ職業紹介所長ニ於テ必要ト認ハル事項ヲ記載スルモノトス
- 四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

C-0028

表画
様式第二號ノ一（用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B5トス）

徵用令書
號 第 號 附 發 書 令 用 徵

右ノ者左ノ通徵用セラル

本 籍 何府縣北海道何郡何町村何番地
居住又ハ 何府縣北海道何郡何町村何番地
就業場所 何府縣北海道何郡何町村何番地
氏 何年何月何日生

從事スベキ總勤員業務ヲ 行フ官衙ノ名稱及所在地	何府縣北海道何郡何町村何番地
從事スベキ總勤員業務	何府縣北海道何郡何町村何番地
從事スベキ職業務	何府縣北海道何郡何町村何番地
從事スベキ場所	何府縣北海道何郡何町村何番地
徵用ノ期間	至自何年何月何日何月何日
出頭スベキ日時	何年何月何日午後何時
出頭スベキ場所	何府縣北海道何郡何町村何番地
備考	何

昭和 年 月 日

何府縣知事 氏 名 印
(北海道廳長官 氏 名 印)

徵用令書
號 第 號 附 發 書 令 用 徵

一 徵用令書(何年何月何日發付第 號)
右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

本 籍 何府縣北海道何郡何町村何番地
居住又ハ 何府縣北海道何郡何町村何番地
就業場所 何府縣北海道何郡何町村何番地
何府縣知事 氏 名 殿
(北海道廳長官 氏 名 殿)

(裏面)

徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受領証ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

二 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ屈出ツベシ

三 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者傷寒疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ医師ノ診断書ヲ得ルコト能ハザルトギハ警察官吏ノ証明書ヲ添ヘ該令書ヲ發シタル地方長官ニ避難ナク屈出ツベシ

四 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ市長)若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ添ヘ該令書ヲ發シタル地方長官ニ避難ナク屈出ツベシ

五 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受ケタルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ居住地ノ市町村長スハ之ニ準ズベキモノニ該令書ヲ提示シテ之ガ一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所ガ居住地ノ市町村ナルトキハ此ノ限リニ在ラス

C-0028

記載心得

- 一 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ限リ之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモノトス
- 二 就業ノ場所、従事スベキ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 三 軍機保護上ノ必要ニ依リ厚生大臣ノ指示アルトキハ従事スベキ總動員業務、職業又ハ場所ハ之ヲ記載セザルモノトス
- 四 備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 五 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
- 六 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ゲナシ

C-0028

様式第二號ノ二 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

出頭變更令書

本籍 何府縣北海道何郡(市)區何町(村)大字何、何番地
居住又ハ 何府縣北海道何郡(市)區何町(村)大字何、何番地
就業場所 氏 何年何月何日生 名

右ノ者其ノ出頭スベキ日時及場所ヲ左ノ通り變更セラル

出頭スベキ日時	何年何月何日午前時
出頭スベキ場所	何府縣(北海道)何郡(市)區何町(村)大字何、何番地
備考	何

昭和 年 月 日

何府縣知事 氏 名 名
(北海道廳長官 氏 名 名 印 印)

出頭變更令書用印發付年月日 何年何月何日

出頭變更令書ヲ受ケタル者ノ心得
一出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
二出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ徵用令書ト共ニ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

出頭變更令書發付番號 第 號

受領證

一出頭變更令書 (何年何月何日發付第 號)

右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

本籍 何府縣北海道何郡(市)區何町(村)大字何、何番地
居住又ハ 何府縣北海道何郡(市)區何町(村)大字何、何番地
就業場所 氏 名 名 名 名 印

何府縣知事 氏 名 名
(北海道廳長官 氏 名 名)

記載心得

- 一 本籍及居住又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル徵用令書ニ記載シタル本籍及居住又ハ就業ノ場所ヲ記載スルモノトス
- 二 出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳密ニ記載スルモノトス
- 三 備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
- 五 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者 印章ヲ所持セザルトハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ナシ

様式第二號ノ三
 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B5トス)

徴用取消令書

本籍 何府縣(北海道)何郡市(區)何町村(大字)何何番地
 居住ハ 何府縣(北海道)何郡市(區)何町村(大字)何何番地
 就業場所 氏 名 何年何月何日生

右者其徴用ヲ取消サル

昭和 年 月 日

何府縣知事 氏 名 印
 (北海道廳長官 氏 名 印)

日何月何年何 日月年付發書令用徴

徴用取消令書ヲ受ケタル者ハ心得
 徴用取消令書ヲ交付シタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證
 二受領年月日記入シ捺印シ上直ニ之ヲ返付スベシ

受領證

一徴用取消令書(何年何月何日發付第 號)

右受領ス 昭和 年 月 日 午後 時 分

本籍 何府縣(北海道)何郡市(區)何町村(大字)何何番地
 居住ハ 何府縣(北海道)何郡市(區)何町村(大字)何何番地
 就業場所 氏 名 印
 何府縣知事 氏 名 殿
 (北海道)廳長官 氏 名 殿

記載心得

一 本籍及居住又ハ就業場所ハ從前發シタル徴用令書ニ記載シタル本籍及居住又
 ハ就業場所ヲ記載スルモノトス
 二 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
 三 捺印ハ印章ヲ所持セサルトキハ花押又ハ捺印ヲ為スモ妨ゲナシ
 徴用取消令書ヲ交付シタル者

様式第二號、四

(用紙八白色、大ナ日本標準規格B五トス)

徴用變更令書

現ニ從事スル場所 何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)大字何何番地
本籍 何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)大字何何番地
居住スル就 何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)大字何何番地
業ノ場所 氏 何年何月何日生

右ノ者其ノ何々ヲ左ノ通變更セラル

從事スル業務	何々
從事スル場所	何々
從事スル時期	何年何月何日生
出頭スル日	何年何月何日生
出頭スル場所	何々
備考	何々

昭和 年 月 日 何府縣知事 氏 名 印

(北海道)廳長官 氏 名 印

徴用變更令書ヲ受ケタル者ノ心得
徴用變更令書ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ
捺印シ二道ニ之ヲ送付スルベシ
出頭スル日及時及場所ニ關シ徴用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ徴用令書ト共ニ該令書ヲ携ヘ
指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

徴用變更令書發付番號

受領證
一何々ニ關スル徴用變更令書(何年何月何日發付第 號)

昭和 年 月 日 午前 時 分

現ニ從事スル場所 何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)大字何何番地
本籍 何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)大字何何番地
居住スル就 何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)大字何何番地
業ノ場所 氏 何年何月何日生

何府縣知事 氏 名 殿
(北海道)廳長官 氏 名 殿

記載心得

- 一 現ニ従事スル場所、就業ノ場所、従事スベキ場所又ハ出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 二 現ニ従事スル場所ハ従前發シタル徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用變更令書ニ記載シタル従事スベキ場所ヲ記載スルモノトス
- 三 本籍及居住又ハ就業ノ場所ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ發スル徵用變更令書ニ限リ之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ現ニ従事スル場所ハ記載ヲ要セザルモノトス
- 四 軍機保護上ノ必要ニ依リ厚生大臣ノ指示アルトキハ従事スベキ總動員業務、従事スベキ職業又ハ場所ハ之ヲ記載セザルモノトス
- 五 不要文字ハ抹消スルモノトス
- 六 備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記入スルモノトス
- 七 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
- 八 受領者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ゲナシ

(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

何氏
年
何
月
何
日
名
生

右ノ者其ノ何々ヲ左ノ通變更ス

從事スベキ總動員業務

從事スベキ職業

從事スベキ場所

徵
序
斯
問

備考

昭和五年

厚生大臣 氏 名

ED

徵用變更令書ヲ受ケタル者ノ心得
 徵用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領
 證ニ受領年月^時ヲ記入シ捺印ハ上直ニ之ヲ返付スベシ

日何月何年 日何年付發富令開

受
令
證

一、何々ニ関スル徵用變更令書（何年何月何日發付第 號）

右受領入

昭和
年
月
日
午
時
分

現ニ從事スル場所何

氏名印

厚生大豆氏名殿

號 第 號 附 發 令 更 變 版

C-0028

記載心得
一 現ニ從事スル場所及從事スベキ場所ハ其
ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノト
ス
二 現ニ從事スル場所ガ軍機保護上ノ必要ニ
依リ記載スベカラザルモノト爲シタル場
所ナルトキハ之ヲ記載セザルモノトス
三 軍機保護上特ニ必要アルトキハ從事スベ
キ總動員業務、從事スベキ職業又ハ場所ハ
之ヲ記載セザルモノトス
四 不要文字ハ抹消スルモノトス
五 備考ハ厚生大臣キ於テ必要ト認ムル事項
ヲ記載スルモノトス

六 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノト
ス
七 後領者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ
押印ヲ爲スモ妨ゲナシ

C-0028



徵用解除令書

現ニ從事スル場所 何府縣(北海道)何郡市(區)何町(村)大字何
何番地
本籍 何府縣(北海道)何郡市(區)何町(村)大字何何番地
居住又ハ 何府縣(北海道)何郡市(區)何町(村)大字何何番地
就業場所 何府縣(北海道)何郡市(區)何町(村)大字何何番地

氏名

何年何月何日生

右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ
解除セラル

昭和 年 月 日

何府縣知事 氏名
北海道廳長官 氏名

印 印

徵用令發付年月日 何年何月何日

徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領
年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ送付返付スベシ

徵用令發付番號 第 號

受領證

一 徵用解除令書(何年何月何日發付第 號)

右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

現ニ從事スル場所 何府縣(北海道)何郡市(區)何町(村)大字何何番地

本籍 何府縣(北海道)何郡市(區)何町(村)大字何何番地
居住又ハ 何府縣(北海道)何郡市(區)何町(村)大字何何番地
就業場所 何府縣(北海道)何郡市(區)何町(村)大字何何番地

氏名

名

印

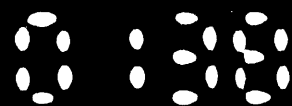
何年何月何日生

何府縣知事 氏名
北海道廳長官 氏名

記載心得

- 一 現ニ從事スル場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- ニ 現ニ從事スル場所ハ従前發シタル徵用令書、出頭徴令書又ハ徵用變更令書ニ記載シタル從事スベキ場所ヲ記載スルモノトス
- 三 本籍及居住又ハ就業場所ハ被徵用者カ指定ノ場所ニ出頭スル前又ハ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ發スル徵用解除令書ニ限り之ヲ記載ハルモノトシ此ノ場合ハ現ニ從事スル場所ハ記載シ置カサルモノトス
- 四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
- 五 従前徴用印書ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ガナシ

C-0028



徵用解除令書

現ニ從事スル場所 何々

氏 名

何年何月何日生

右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除ス

昭和 年 月 日

厚生大臣

氏

名

印

何年何月何日 何年何月何日 何年何月何日 何年何月何日

徵用解除令書ヲ受ケタル者ノ心得
 徵用解除令書ハ、之何ヲ受ケタル者ハ、該令書ニ添附シタル受領證ニ受領
 年月日時ヲ記ハシ捺印シ上通ニ之ヲ送付スベシ

受領證

一 徵用解除令書(何年何月何日發行第 號)

右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

現ニ從事スル場所 何々

氏

名

印

厚生大臣 氏 名 殿

記載心得

- 一 現ニ從事スル場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 二 現ニ從事スル場所ガ置換保護上ノ必要ニ依リ記載スヘカラザルモノト爲ジタル場所ナルトキハ之ヲ記載セザルモノトス
- 三 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
- 四 徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ、該令書ニ添付シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記ハシ捺印シ上通ニ之ヲ送付スベシ

樣式第三號
(表 面)

(同紙ノ大サハ日本標準規格ダセトシ
中央點線ノ所ヨリニツ折トス)

國民徵用ニ關スル臨檢示

(裏面)

第 號
昭和 年 月 日 交付

官職

氏
名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員法ニ必要ナルモノヲ命令シテ之ヲ發布スルモノハ、
該官吏ヲシテ必要ナル場合ニ臨檢シ其業務ノ狀況若ハ帳簿等書類其他物持ヲ檢査セシメコトヲ得
國家總動員法第四十二條 第三條ノ規定ニ依ルル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ
六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
國民徵用令第三十二條 第三條ノ規定ニ依ルル當該官吏又ハ地方長官又ハ職業務所長ハ、國家總動員法
第三條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、其他ノ場所ニ臨檢シ其業務ノ狀況又ハ帳簿等書
類其他ノ物持ヲ檢査セシメテ得此場合於テハ當該官吏ヲシテ其自身分ヲ云テ證言ヲ傍帶セシヘシ
國民徵用令施行細則第七十條 厚生大臣、地方長官又ハ職業務所長ハ、國民徵用令第三十二條ニ
テ工場、事業場、其他ノ場所ニ臨檢シ其業務ノ狀況若ハ帳簿等書類其他ノ物持ヲ檢査セシメコトヲ得
當該官吏又ハ地方長官又ハ職業務所長ハ、國民徵用令第三十二條ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、其他ノ場所ニ臨檢シ其業務ノ狀況又ハ帳簿等書類其他ノ物持ヲ檢査セシメテ得此場合於テハ當該官吏ヲシテ其自身分ヲ云テ證言ヲ傍帶セシヘシ